

公募型提案方式による業者選定実施公告

橋本市民病院クレジットカード決済に係る指定代理納付業務の委託にあたり、下記のとおり業者選定を行う旨、公告する。

令和6年12月9日

橋本市民病院事業管理者 古川 健一

記

1. 委託業務の名称

橋本市民病院 クレジットカード決済に係る指定代理納付業務

2. 委託業務の内容

① 橋本市民病院 クレジットカード決済に係る指定代理納付業務

② その他付帯する業務

詳細については、別紙「橋本市民病院 クレジットカード決済に係る指定代理納付業務仕様書」による。

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税及び地方税に未納の税額がない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 過去5年間において、近畿圏内の300床以上の病院にてクレジットカード決済に係る指定代理納付業務を元請として3年以上履行した実績を有すること。

4. 公募型提案方式実施方法

詳細については、別紙「橋本市民病院 クレジットカード決済に係る指定代理納付業務（公募型プロポーザル）実施要領」による。

5. 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和12年3月31日までとする。但し、業務開始日は令和7年4月1日とし、契約締結日から令和7年3月31日までは引継ぎ期間とする。

6. 参加申込

申込期間 令和6年12月10日（火）午前9時から
令和6年12月27日（金）午後5時まで（土・日・祝を除く）
申込方法 参加表明書を持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出
（郵送の場合は、期間内必着とする。）
提出先 和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1
橋本市民病院 東館2階 事務局 経営管理課 用度係

7. 質問の受付・回答

受付期間 令和6年12月10日（火）から令和6年12月25日（水）
受付方法 電子メールによる質問のみとする。
メールアドレス hashi-youdo@hashimoto-hsp.jp
回答期限 随時回答する。
回答方法 橋本市民病院ホームページにて公表する。

8. 業務提案書・見積書の提出

提出期間 令和7年1月10日（金）から令和7年1月24日（金）まで
（土・日を除く）
午後5時までに必要書類を必要部数揃えた上で持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出。（郵送の場合は、期間内必着とする。）
提出先 和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1
橋本市民病院 東館2階 事務局 経営管理課 用度係

9. 業務提案のプレゼンテーション

日程 令和7年2月上旬予定
詳細については、別途通知とする。

10. 受託者の選定

審査委員会が、見積利率及び業務提案書とプレゼンテーション実施により、提案内容を評価基準に基づき審査した結果、最も優れた提案をした者を優先交渉権者とする。

11. 契約条項

橋本市契約事務規則及びその他関係法令・例規に準じ行う。

以上